

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備
に係る基本プラン（改定版）

令和4年6月

三鷹市

目 次

I	基本プランの改定にあたって	1
II	整備予定地の概要等	2
1	予定地の基本情報	2
2	周辺施設の配置	3
3	これまでの施設整備計画案	4
(1)	平成 10 年度当時の計画案	4
(2)	「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン（平成 29 年 6 月）」の計画案	4
III	施設整備の基本的な考え方	5
1	三市の現状と課題	5
2	整備する施設の概要	6
(1)	施設の対象者及び機能	6
(2)	実施する事業	7
3	事業の実施方法等について	7
(1)	事業手法	8
(2)	事業実施法人	8
(3)	事業者選定について	8
(4)	留意事項	8
(5)	事業スケジュール	10
IV	資料	11
1	障がい者等の推移	11
(1)	障がい者数の推移（障がい別）	11
(2)	特定疾病（難病）認定者数	12
2	重度の障がい等のある方の数	13
(1)	重症心身障がい児（者）の定義について	13
(2)	重症心身障がい児（者）数	14
(3)	重度身体障がい児（者）数	15
(4)	重度知的障がい児（者）数	15
(5)	行動障がい等のある方の数	16
3	将来的なニーズ	17
(1)	東京都立府中けやきの森学園（肢体不自由児教育部門）在籍生徒数	17
(2)	三市における施設入所支援等の待機者数	17

I 基本プランの改定にあたって

調布基地跡地については、昭和49年に米軍から全面返還されて以来、貴重な大規模空地（約203ha）の有効活用を図るため各関係機関の間で協議が進められてきました。平成5年10月には、東京都から「調布基地跡地土地利用計画」が示され、三鷹市、府中市、調布市（以下「三市」という。）の市長、議長で構成される「調布基地対策連絡協議会」において合意され、これに基づき、国、東京都、三市により事業を推進してきたところです。

この「調布基地跡地土地利用計画」においては、調布基地跡地の一部を福祉ゾーンと位置付けたうえで、三市の分担により社会福祉施設を整備することとされ、調布市においては、調布市知的障害者援護施設『なごみ・そよかぜ・すまいる』を、また、府中市においては、特別養護老人ホーム『あさひ苑』を整備し、運営を開始しています。

平成13年度に開設予定であった、三鷹市による施設整備予定地については、当初、重度身体障がい者が日中活動や機能訓練を行う身体障害者通所授産施設¹（定員50名程度）の建設が計画されていましたが、市の財政事情等により実施が見送られました。

その後、「障害者自立支援法」の施行（平成18年度）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行（平成25年度）等により、障がい者施策を取り巻く状況等が大きく変化する中で、調布基地跡地の利用方法等について改めて三市で検討を進めるため、平成26年度に「調布基地跡地福祉施設開設研究会」を設置して、障がい福祉施策に関する三市に共通する課題の洗い出しや不足する地域資源、サービス種別などに対する各市の認識を共有化し、整備する施設の機能や基準、整備の手法やスケジュール等の検討を行い、平成29年6月に「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」をまとめました。そして、このプランに基づき、事業者の公募を行いました但不調となりました。

不調となった要因を分析する中で、東京2020大会による建設費の高騰の他にも、プランに基づく多岐にわたるニーズに対応することは、人財確保の面、コストの面、安全面からも課題が多く、民間事業者の参入が困難であると判断し、再度の公募に向けて改めて三市において優先して解決すべき課題を基に事業内容の見直しに向けた検討・協議を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響などによるスケジュール調整なども図りながら、このたび「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」を改定しました。

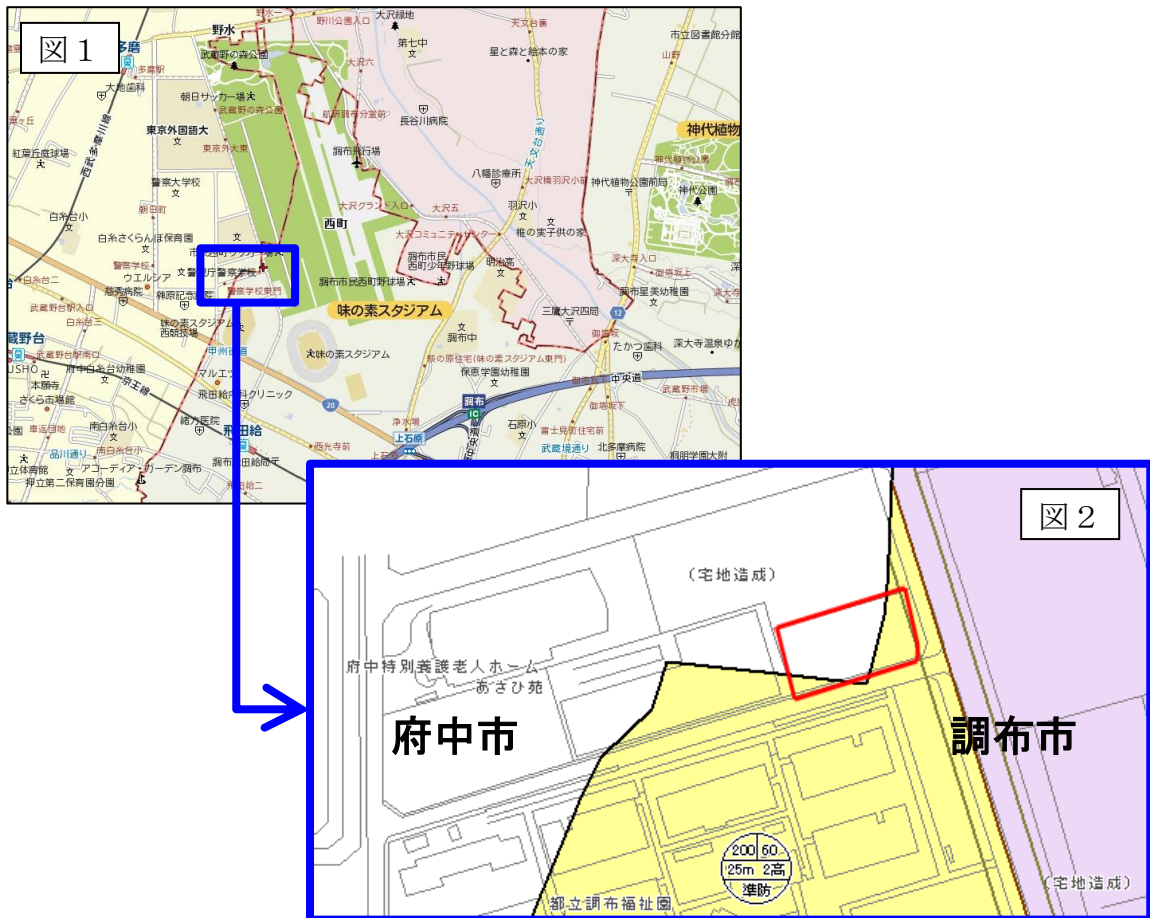
¹ 身体障害者であって、雇用されることの困難な方を通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与えて自活させることを目的とした施設。改正身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行（平成18年10月）により規定は削除された。

今後、この基本プラン（改定版）に基づき施設整備を進めていきます。

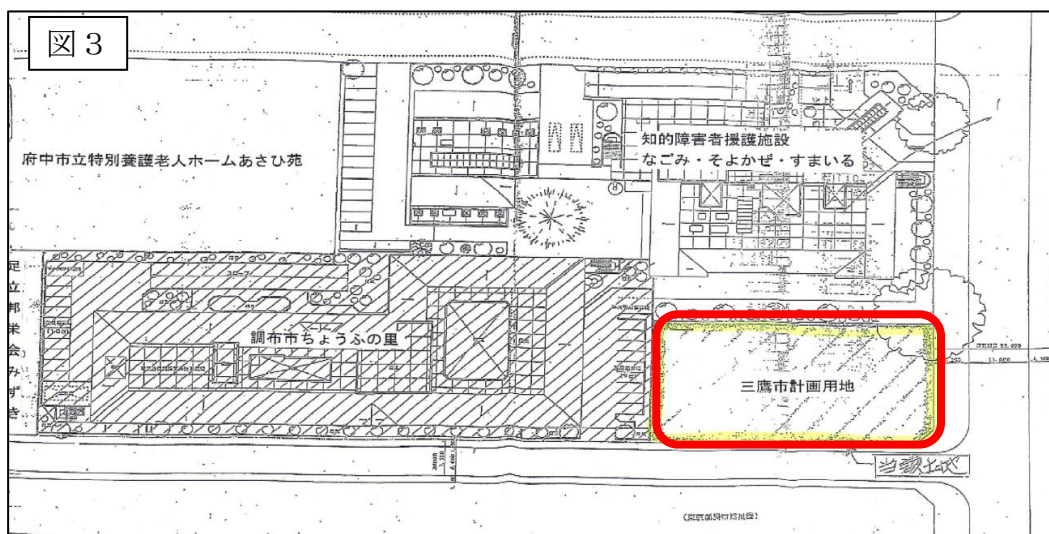
II 整備予定地の概要等

1 予定地の基本情報

- ・所在地 調布市西町290-7ほか（図1から図3参照）
- ・地積 1,371.60㎡
- ・区域区分 市街化区域
- ・用途 第一種住居地域
- ・高度地区 第二種高度地区（25m）
- ・防火地域 準防火地域
- ・建ぺい率 60%（70%） ※括弧内は「角地緩和²⁾」適用の場合。
- ・容積率 200%
- ・日影規制 (-)4h-2.5h(4m)
- ・所有者 東京都
- ・現況 更地



²⁾ 街区の角にある敷地の場合又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が認めた場合に建ぺい率が緩和される措置。建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第53条第3項第2号



2 周辺施設の配置

三市及び東京都による福祉施設整備予定地（約2.0ha）には、調布市が知的障害者援護施設『なごみ・すまいる・そよかぜ』及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）『調布市立ちょうふの里』を、府中市が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）『府中市立あさひ苑』を建設し、東京都は貸付・公募方式によって身体障害者療護施設『みずき』を整備しています。

また、道路を挟んで予定地以南には、知的障害者支援施設『調布福祉園』（約2.8ha）があり、以北には、学校施設として東京都立『府中けやきの森学園』（約3.5ha）が建設されています。（図4参照）



3 これまでの施設整備計画案

(1) 平成10年度当時の計画案

- ・施設種別 身体障害者通所授産施設
- ・施設内容 定員50人（三鷹、府中、調布で1/3）
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2階建て 約1,200m²
- ・工期等予定 平成12年 検討委員会設置、地質調査、実施設計、着工
平成13年 竣工、備品搬入、開設準備
平成14年 事業開始

(2) 「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン（平成29年6月）」の計画案

- ・事業内容及び規模 生活介護（重心通所指定） 定員20人
短期入所（重症心身障がい児（者）等向け）
短期入所（知的障がい者向け）
児童発達支援、放課後等デイサービス、
日中一時支援³等
 - ・工期等予定 平成30年12月 公募・事業者選定（三市）
平成31年3月 協定の締結（三市、事業者）
令和元年10月 着工（事業者）
令和2年10月 竣工（事業者）
令和3年4月 事業開始
- 定員 15 人
- 定員 10 人

³ 「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン（平成29年6月）」では、想定するサービスとして日中一時支援を含めていましたが、その後の東京都との協議等を踏まえ、今回の整備事業で活用する「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」では、地域生活支援事業である日中一時支援は対象外であるため、事業者公募の段階では本整備事業の対象外とした。

Ⅲ 施設整備の基本的な考え方

1 三市の現状と課題

NICU⁴など医療技術の進歩により、在宅生活に移行した後も引き続き人工呼吸器の装着やたんの吸引、経管栄養の注入などの医療的ケアを必要とする障がい児（者）は増加しています。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されました。この法律の基本理念の一つでは、医療的ケア児が18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮しなければならないものとされるとともに、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとされました。また、三市における重症心身障がい者（児）⁵は300人程度おり⁶、そのうち概ね8割弱の方が在宅で生活をしています。

重度知的障がい者（強度行動障がい）については、重度知的障がい者を対象とした事業所の数が不足しており、重度の知的障がい者が通所できる事業所が少ないことが三市の課題となっております。

三市に在住する都立府中けやきの森学園に通学する医療的ケアの必要な生徒と重度の知的障がいのある生徒は、今後も毎年一定数の方が卒業する見込みとなっております⁷、現在の三市における施設の状況では、卒業後の受入先を十分に確保できない状況です。

さらに、こうした方達を対象とした日中活動できる施設等の整備については、現行法のもとでの報酬体系では民間参入の進んでいない状況であり、今後一層、受入施設の不足が顕在化してくることが予想されます。

また、こうした方達の在宅生活を支えるために、昼夜を問わず寄り添う家族等（介助者）の負担は非常に大きいものがありますが、レスパイトケア⁸に対する資源も供給不足であり、こうしたことへの対応を図ることも課題と言えます。

こうしたことから、医療的ケアを必要とする方や重症心身障がい者、重度知的障がい者が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられる環境の

⁴ 新生児の(Neonatal)集中治療室(ICU)。低出生体重児(未熟児)や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を24時間体制で提供する施設

⁵ 資料編13頁参照

⁶ 資料編14頁参照

⁷ 資料編17頁参照

⁸ 在宅介護の要介護状態の方(利用者)が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと

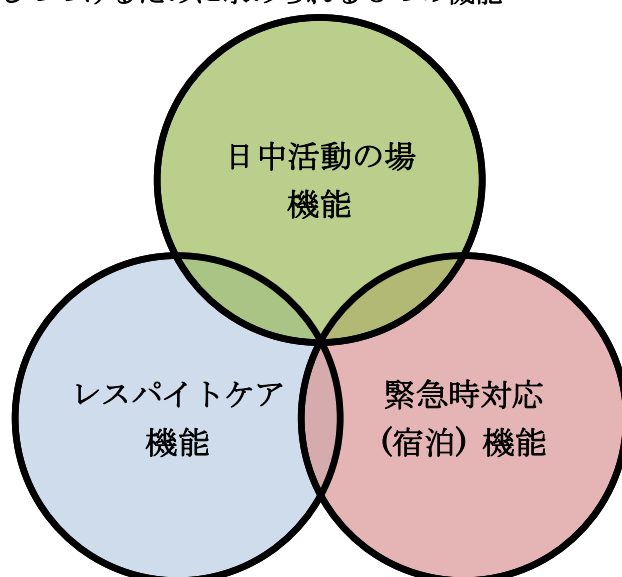
整備は、三市における障がい者施策についての共通の大きな行政課題となっています。

2 整備する施設の概要

(1) 施設の対象者及び機能

医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者、重度知的障がい者（強度行動障がい）が、日中活動できる場所が限られていることや、家族などの介助者の負担が大きいことなどから、本施設では医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者等を対象とした「日中活動の場」、「緊急時対応」、「レスパイトケア」の機能を整備します。

医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者、重度知的障がい者（強度行動障がい）が地域で暮らしつづけるために求められる3つの機能



・日中活動の場の機能

重症心身障がい者等は、特別支援学校の卒業後に日中活動できる場が限られ、在宅での生活が中心となり、機能訓練や社会参加の機会が低減する傾向になるため、日中活動の場の機能が求められています。

・レスパイトケア機能

障がいの重度化や高齢化の進展により、在宅における家族など介助者の負担が引き続き増大しているため、レスパイトケア機能が求められています。

・緊急時対応（宿泊）機能

地域における安全安心を提供するための夜間や緊急時に対応できる宿泊機能が求められています。

(2) 実施する事業

三市を取り巻く現状と課題から抽出した3つの機能を備えるため、本施設では、医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者と重度の知的障がい者（強度行動障がい）を対象とした日中活動の場となる「生活介護事業」と、緊急時の対応や介助者のレスパイトケアを図る「短期入所事業」を実施します。なお、「短期入所事業」の対象者の範囲については、学齢期の対応も含めて今後検討していきます。

サービス種別	基本プラン改定前	基本プラン改定後
生活介護	20人（重心通所指定） ※入浴サービス付き	20人（重心通所指定） ※入浴サービス付き
		20人 （強度行動障がい）
短期入所	15人 （重症心身障がい者等、 知的障がい者）	6人 （重症心身障がい者等）
		9人 （強度行動障がい）
児童発達支援、放課後等 デイサービス、日中一時 支援等	10人 ⁹	—
送迎サービス	全サービス種別（三市全域）	生活介護（三市全域）

3 事業の実施方法等について

医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者等を施設で受け入れるためには、専門性をもった職員（医師、看護師等）のもと、適切な医療的ケアの提供や日常の介助を行う必要があります。重度知的障がい者（強度行動障がい）は、専門知識を持った支援員を通常の人員体制以上に配置する必要があります。

しかし、現行の制度では、体制を整備するために充分と言える報酬が保証された制度体系が組み立てられているとは言えず、民間事業者の参入が進まない実態があります。これから新たに事業を開始するにあたっては、民間活力の導入により事業者の専門性を活かした効果的で効率的な観点を取り入れた事

⁹ 医療的ケアに対応する児童発達支援・放課後等デイサービスについては、課題が解決したわけではありませんが、民間事業所による重症心身障がい児、医療的ケア児に対応する施設整備が進んできた状況も踏まえ、改定後のプランでは、本施設の対象施設から除くこととしました。

業実施が求められます。また、あわせて国・都の補助制度等の活用を図りつつ、三市による財政支援も含めた一定の関与が必要です。

そこで、事業実施に際しての基本的な方向性を以下のとおりとします。

(1) 事業手法

安全かつ適切なサービス提供と事業を効果的・効率的に進めるため、事業の実施にあたっては、東京都の「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」に基づき、医療的ケアの必要な方や重症心身障がい者等、重度知的障がい者（強度行動障がい）を受け入れている事業所の運営実績のある法人（事業者）に、施設の設計から建設、運営までを一括して担わせる「民設民営」方式を採用します。

このことにより、用地の貸付料の減額や施設整備に係る補助金の活用¹⁰を図ります。

(2) 事業実施法人

重症心身障がい者等と重度知的障がい者（強度行動障がい）のそれぞれの事業について法人を募集します。

(3) 事業者選定について

ア 事業者選定委員会の設置

事業者の選定にあたっては、公募提案方式を採用し、その専門性等を適切に評価・選定するため、事業者選定委員会を設置（弁護士、税理士、学識経験者、医療関係者、障がい当事者、福祉関係者等で構成）します。施設における安定的な事業運営と質の高いサービスが継続的に提供できる事業者を評価・選定していきます。

イ 公募要項の確定

設置した事業者選定委員会において、施設で実施する事業の内容や規模、施設の整備や運営、用地貸付に係る条件、事業者の応募資格や創意工夫を活かした施設の整備・運営に関する提案など、公募における仕様の詳細を協議し、公募要項として確定します。

(4) 留意事項

事業の実施にあたっては、特に以下の点に留意する必要があります。

ア 東京都重症心身障害児（者）通所事業の指定

建設される施設では、重症心身障がい者等を対象とするため、東京都重症心身障害児（者）通所事業の基準を満たし、一定の専門性を備える必要があります。

¹⁰ 施設整備に係る補助金の活用については、国庫補助金（障害者（児）施設整備費補助金等の社会福祉施設整備に係る補助）の活用を優先的に進めます。国庫補助金が不採択となった場合には、東京都の補助制度の活用を進めます。

イ 市民ニーズに沿った医療的ケアの確実な実施

専門性を持った職員（医師、看護師等）のもとで市民ニーズに沿った様々な医療的ケア¹¹を安全かつ適正に提供できる施設を整備する必要があります。

事業者選定に際しては、医療的ケアの提供にあたって、それを担う医師もしくは看護師の配置基準と確保の方策のほか、緊急時対応も含めた医療機関との連携など具体的方策を盛り込んだ計画を求める必要があります。

ウ 三市（三鷹市、府中市、調布市）市民の優先利用

調布基地跡地土地利用計画の理念や三市により事業者への財政支援を行うことを踏まえ、三市の市民が優先的に利用できる施設である必要があります。

エ 近隣公立施設並みに低廉な地代による貸与

事業者の参入を促進し事業の持続可能性を高めるため、建設予定地（所有者：東京都）は近隣社会福祉施設と同程度の地代により貸与する必要があります。

オ 体制整備にかかる三市の費用負担の検討

事業者選定に当たっては、効率的な事業運営と施設整備や運営費に必要なとなる公的支援の範囲についても評価項目とします。

本基本プランで整備する施設については、現行の給付制度における報酬等や施設整備に係る国等の補助制度を活用しても、なおも民間参入が進まないサービス種別を提供するものです。そこで、三市の財政支援により整備及び運営を図りますが、その費用負担については、公募要項策定にかかる仕様検討の中でシミュレーションすることとします。

カ 応募事業者による追加提案の可能性

応募事業者から公募要項の仕様を上回る提案内容があった場合は、本施設の機能や対象事業への影響、追加事業の必要性や裏付けとなる経費の試算等も含めた実現可能性なども踏まえて、事業者の提案を審査する過程において三市で協議します。

キ 二市（府中市、調布市）行政庁との調整

当該事業予定地は、府中、調布両市に跨る土地となるため、施設の建設にあたっては、建築基準法、消防法、埋蔵文化財法その他の関係法令の遵守ならびに、二市の行政庁と連携・協力することに留意する必要があります。

¹¹ 本施設で対象とする医療的ケアの範囲は、①人工呼吸器管理、②気管内挿管・気管切開、③鼻咽頭エアウェイ、④酸素吸入、⑤6回/日以上頻回の吸引、⑥ネブライザー、⑦中心静脈栄養、⑧経管（経鼻、胃ろうを含む）、⑨腸ろう、腸管栄養、⑩継続する透析、⑪定期導尿、⑫人工肛門を予定しています。

(5) 事業スケジュール

今後の事業スケジュールについては、概ね下記のとおり進めていきます。

令和4年（2022年）度

- 6月 基本プラン（改定版）確定
 - 7月 事業者選定委員会設置（三市）
 - 9月 公募開始
 - 2月 事業者選定（三市）、都への意見書提出
-

令和5年（2023年）度

- 4月 事業者決定（東京都）
 - 5月 協定の締結（三市、事業者）
国庫補助協議¹²（事業者）
-

令和6年（2024年）度

- 6月 補助内示（事業者）
事業用定期借地権等設定契約（東京都、事業者）
 - 8月 着工（事業者）
-

令和7年（2025年）度

- 10月 竣工（事業者）
 - 1月 供用開始（事業者）
-
-

¹² 障害者（児）施設整備費補助金等の社会福祉施設整備に係る補助金等に係る協議。

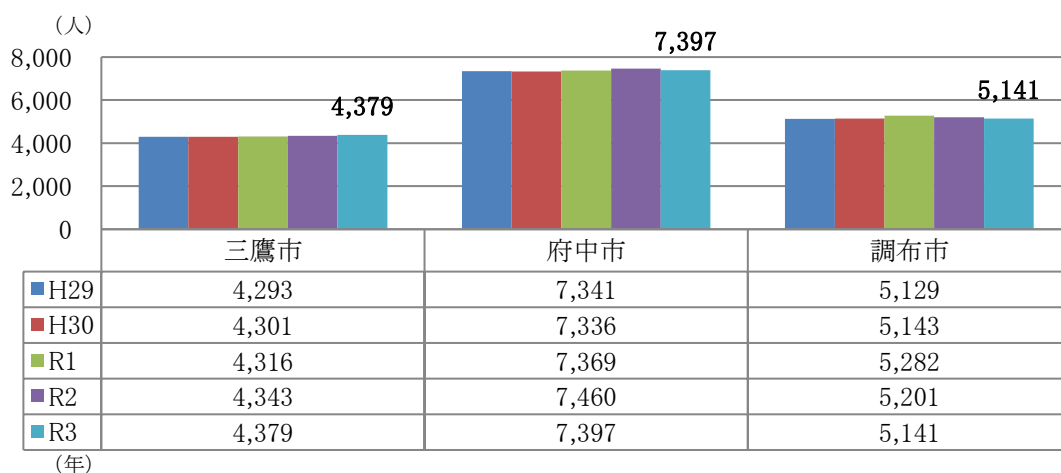
IV 資料

1 障がい者等の推移

(1) 障がい者数の推移（障がい別）

ア 身体障がい者

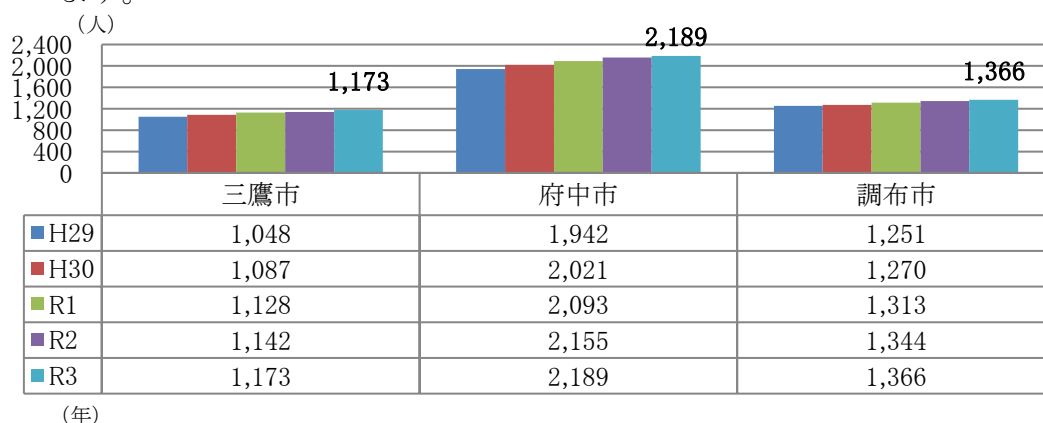
平成 29 年からの 5 年間で、三鷹市¹³は約 2.0%、府中市¹⁴は約 0.7%、調布市¹⁵は約 0.2%増加しています。三市平均では約 0.9%の増となっています



出典：各市統計資料

イ 知的障がい者

平成 29 年からの 5 年間で、三鷹市は約 11.9%、府中市は約 12.7%、調布市は約 9.1%増加しており、三市平均では約 11.2%の増となっています。



出典：各市統計資料

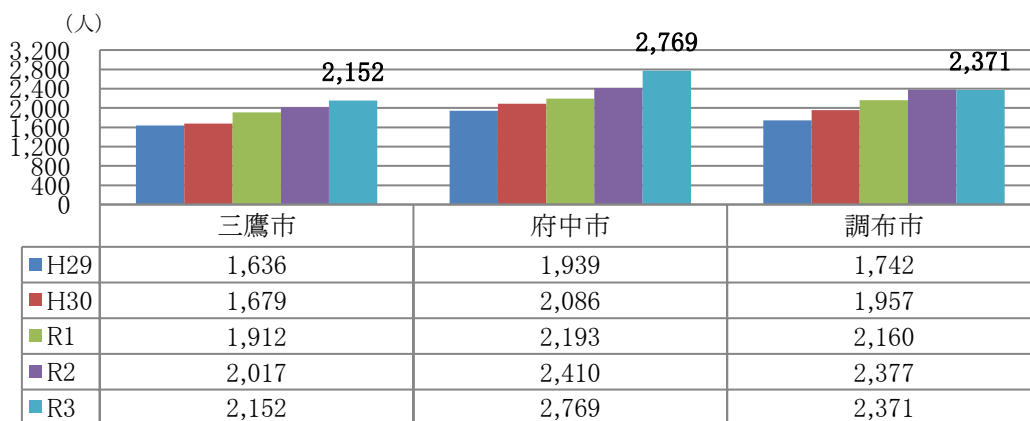
¹³ 三鷹市は、各年 4 月 1 日時点の数。以下、知的障がいと精神障がいも同じ。

¹⁴ 調布市は、各年 3 月 31 日時点の数。以下、知的障がいと精神障がいも同じ。

¹⁵ 府中市は、各年 3 月 31 日時点の数。以下、知的障がいと精神障がいも同じ。

ウ 精神障がい者

平成 29 年からの 5 年間で、三鷹市は約 31.5%、府中市は約 42.8%、調布市は約 36.1%増加しており、三市平均では約 36.8%の増となっています。

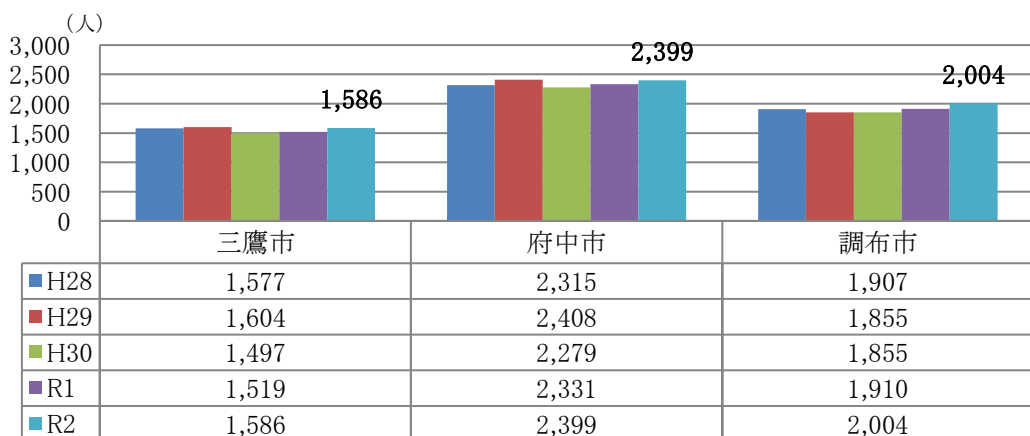


(年)

出典：各市統計資料

(2) 特定疾病（難病）認定者数¹⁶

平成 29 年からの 5 年間で、三鷹市は約 0.5%増加、府中市は約 3.6%減少、調布市は約 5.0%増加しており、三市平均では約 3.0%の増となっています。



(年)

出典：福祉・衛生統計年報（東京都福祉保健局）

¹⁶ 三市とも、各年 3 月 31 日現在の数。

2 重度の障がい等のある方の数

(1) 重症心身障がい児（者）の定義について

重症心身障がい児とは医学的な診断名ではなく、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項において「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」と定義されています。成人した者も含めて重症心身障がい児（者）と表記されますが、国は重症心身障がいについて明確な判定基準を示しておらず、現在では東京都立府中療育センター元院長大島一良氏が発表した大島分類（下図参照）を用いて判定することが一般的となっています。

		知能(IQ)					
		21	22	23	24	25	80 境界
		20	13	14	15	16	70 軽度
		19	12	7	8	9	50 中度
		18	11	6	3	4	35 重度
運動機能		17	10	5	2	1	20 最重度
		走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり	

（公益財団法人東京都医学総合研究所社保健局HPより）

大島分類によると、重症心身障がい児（者）は、知能（IQ）35 以下、かつ、座位保持以下（表では 1～4 にあたる者）と定義されています。

基本プラン策定にあたっては、三市において重症心身障がい児（者）を把握するため、愛の手帳¹⁷ 1度または2度の保持者を「重度の知的障がい」また、身体障害者手帳¹⁸ 1、2級（下肢、体幹等を主な障がいとする者）の保持者を「重度の肢体不自由」とし、これらの重複障がい児（者）を「重症心身障がい児（者）」と定義しました。

(2) 重症心身障がい児（者）数

重症心身障がい児（者）は、手厚い介助や医療的ケアが必要なケースが散見されるため、三市において潜在的な人数を把握しました。

対 象	計	三鷹市	府中市	調布市
重症心身障がい児	61	13	28	20
()内は在宅生活者 ¹⁹	(47)	(10)	(22)	(15)
重症心身障がい者	241	38	131	72
()内は在宅生活者	(185)	(21)	(106)	(58)

(令和3年4月現在、各市調べ)

障害福祉サービスの利用意向が高く、18歳未満の在宅生活者の方の84.1%が、何らかのサービスを利用する支給決定を受けています。特に、短期入所は利用希望が多く、78.8%の方が利用されています。しかし、ニーズが高い一方で、その受け皿となる利用可能施設は限定的であり、利用に際しての施設と利用者の希望の調整は厳しい状況が続いています。

また、18歳以上では70.0%の方が利用のための決定を受けており、短期入所利用者は約60.0%となっています。こちらは、在宅生活のために訪問系のサービスや、生活介護など通所系サービスと組み合わせて利用されています。

¹⁷ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）規定される療育手帳。

¹⁸ 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条に規定される身体障害者手帳。

¹⁹ 障害児に係る施設入所決定権者は東京都所管のため、重症心身障がい者の在宅率を適用して算出。

(3) 重度身体障がい児（者）数

重症心身障がい児（者）のほか、身体障害者手帳1、2級（下肢、体幹等を主な障がいとする者）相当の方、及び在宅での生活を送られている方々の数を把握しました。

対 象	計	三鷹市	府中市	調布市
重度身体障がい児	115	19	45	51
()内は在宅生活者 ²⁰	(103)	(17)	(40)	(46)
重度身体障がい者	1,441	388	626	427
()内は在宅生活者	(1292)	(376)	(518)	(398)

(令和3年4月現在、各市調べ)

障害福祉サービス利用のための決定を受けている方が、18歳未満では31.0%、18歳以上で25.5%となっていることが特徴であり、18歳未満の方の短期入所利用も22.2%となっています。

公的サービスの利用意向に関する傾向は、3年に一度、各市で実施するニーズ調査も参考になります。この調査では、重度身体障がい者だけを集計した結果とはなっていませんが、身体障害者手帳保持者の38.4%の方が公的サービスを利用していないと回答した一方で、59.7%の方が常用労働や臨時的な雇用、または福祉的就労を含めた何らかの形態での就労をしているという結果が出ています。

(4) 重度知的障がい児（者）数

重症心身障がい児（者）のほか、知的障害者手帳（愛の手帳）1・2度相当の方、及び在宅での生活を送られている方々の数を把握しました。

対 象	計	三鷹市	府中市	調布市
重度知的障がい児	284	53	152	79
()内は在宅生活者 ²¹	(184)	(34)	(99)	(51)
重度知的障がい者	1,033	221	482	330
()内は在宅生活者	(671)	(125)	(266)	(280)

(令和3年4月現在、各市調べ)

²⁰ 障害児に係る施設入所決定権者は東京都所管のため、重症心身障がい者の在宅率を適用して算出。

²¹ 障害児に係る施設入所決定権者は東京都所管のため、重症心身障がい者の在宅率を適用して算出。

重度知的障がい児（者）は、重症心身障がい児（者）に次いで、障害福祉サービスの利用意向が高く、18歳未満で81.3%、18歳以上の方でも70.8%が利用の決定を受けています。短期入所の利用も18歳未満では71.6%、18歳以上が56.7%という傾向は重症心身障がい者に近いものとなっています。

しかし、最近では、主たる対象を知的障がいとする短期入所や生活介護等の事業者が、地域に比較的多く存在するため、利用者の個性と事業所の特徴を合わせ見て、利用するところを選択できる場合などもあります。

(5) 行動障がい等のある方の数

行動障がいは、一般的に「状況にそぐわない不適切な行動で、しばしば他者もしくは本人にとって有害である行動をとる」といった特性を有する場合に用いられています。この行動障がいを有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す場合を「強度行動障害」と言い、自傷・他害行為や危険を伴う行動が頻繁であることにより、事業所なども受け入れに消極的です。

そこで、行動援護サービスの支給決定又は、重度障害者支援加算（生活介護・短期入所（強度行動障害））を受けている方の数について把握しました。

対象者 **188人**

うち障がい児 22人（三鷹市11人、府中市1人、調布市10人）

うち障がい者 166人（三鷹市30人、府中市44人、調布市92人）

（令和3年4月現在、各市調べ）

3 将来的なニーズ

(1) 東京都立府中けやきの森学園（肢体不自由児教育部門）在籍生徒数

三市に居住している重度の身体障がいや医療的ケアが必要な障がい児は、概ね「府中けやきの森学園」に通学しています。将来的な施設のニーズ等を把握するため各市の在籍生徒数を把握しました（下表参照）。

令和3年度 府中けやきの森学園肢体不自由教育部門在籍者数

	三鷹市	府中市	調布市	各学年計
小学校1年生	2 (1)	6 (2)	3	11 (3)
小学校2年生	3 (1)	5 (4)	4 (3)	12 (8)
小学校3年生	1 (1)	7 (6)	2 (1)	10 (8)
小学校4年生	1	5 (3)	3 (2)	9 (5)
小学校5年生	1	8 (5)	2	11 (5)
小学校6年生	2	10 (5)	3 (1)	15 (6)
中学校1年生	0	6 (4)	2 (1)	8 (5)
中学校2年生	0	7	0	7
中学校3年生	0	5	1	6
高等学校1年生	0	2 (1)	2 (1)	4 (2)
高等学校2年生	2 (2)	3 (2)	2	7 (4)
高等学校3年生	2	4 (3)	2 (1)	8 (4)
合計	14 (5)	68 (35)	26 (10)	108 (50)

※ () 内は医療的ケアが必要な生徒数

- 三市に居住している生徒数（令和3年4月現在） **108人**
うち医療的ケアが必要な生徒数 **50人**

(2) 三市における施設入所支援等の待機者数（令和3年4月現在）

在宅生活が困難であったり、医療的ケア等が必要な重度の障がい者の施設利用ニーズを把握するため、「施設入所支援」や「療養介護サービス」の待機者数を把握しました。

- 三市の施設入所支援待機者数 **53人**
(三鷹 8人、府中 16人、調布 29人)
- 三市の療養介護サービス待機者数 **27人**
(三鷹 4人、府中 19人、調布 4人)

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン（改定版）

令和4年6月発行

三鷹市

健康福祉部障がい者支援課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話 0422-29-9232